

**伊豆・いとう地魚王国・地域資源プロモーション事業**  
**「加盟団体販売促進等支援助成事業」実施要領**

1. 事業の趣旨

当王国では、加盟団体が実施する販売促進活動を支援するため、その事業経費の一部を助成する。

2. 対象事業及び経費について

加盟団体が実施する次の各種事業等に要する経費の一部を助成する。飲食費並びに加盟団体が定例的に開催している会議とそれに伴う費用は対象外とする。

**【対象事業】**

(1) 広報事業

リーフレットやチラシ等の作成、ホームページの開設やコンテンツ制作等。

(2) 新商品開発事業

新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工等。

(3) 展示会等出展事業

新商品等の販路開拓に係る展示会への出展または商談会への参加等。

(4) 各種調査・分析事業

地域における新商品等のニーズ、マーケティング等の各種調査やその分析等。

**【対象経費】**

謝金・旅費、印刷製本費、広報費、消耗品費、通信運搬費、委託費、外注費、その他の事業に必要な経費

3. 助成申請受付期間及び対象事業の実施期間について

(1) 助成申請受付期間 事務局会議にて協議した後に会長が決定する。

(2) 対象事業の実施期間 事務局会議にて協議した後に会長が決定する。

4. 助成事業予算額、助成額について

(1) 令和4年度の予算額は300,000円。〔本事業遂行に要する諸経費（振込手数料や消耗品費等）を含む〕

(2) 加盟団体への助成額の上限額は、30,000円とする。

(3) 助成対象経費が上限額を下回った場合は、助成対象経費実費を助成する。

#### 5. 助成金交付の申請について

助成金の交付を受けようとする加盟団体は、実施計画書・申請書（様式1）を申請受付期間内に当王国事務局に提出する。

#### 6. 変更の承認申請について

加盟団体は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書（様式3）を当王国事務局に提出しなければならない。但し、次に掲げる変更についてはこの限りではない。

- （1）助成事業の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさない範囲内での変更を行う場合。
- （2）天災地変、その他やむを得ない事由により、実施計画書・申請書（様式1）に記載された内容を変更しなければならない場合。

#### 7. 交付の決定取り消しについて

会長は次に掲げる事が生じた場合、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、また変更することができる。

- （1）助成事業が中止となった場合。
- （2）助成対象商店会が助成事業に対して、不正、怠惰、その他不当な行為をした場合。

#### 8. 実施報告について

（1）事業実施後、速やかに実施報告書（様式2）に関係資料（領収書等）を添えて、当王国事務局に提出する。

（2）当王国は、報告の内容を検収のうえ、助成金を送金する。

#### 9. その他

事業の実施に必要な諸準備については、総て加盟団体が行うこと。